

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照条文

○電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第9章 <u>局名録等</u>に代えられる書類の認定</p> <p>第二十九条 （削除）</p> <p>（<u>局名録等</u>に代えられる書類の認定）</p> <p>第三十条 施行規則第三十八条第五項の規定による<u>船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録</u>の認定に係る申請書を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、認定する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 局名、<u>海上移動業務識別</u>等必要な事項が収録されていること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>第9章 <u>呼出符号表等</u>に代えられる書類の認定</p> <p>第二十九条 （削除）</p> <p>（<u>呼出符号表等</u>に代えられる書類の認定）</p> <p>第三十条 施行規則第三十八条第五項の規定による<u>海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別符号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録</u>の認定に係る申請書を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、認定する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 局名、<u>呼出符号</u>等必要な事項が収録されていること。</p> <p>(4) 略</p>